二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
堂々川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷（昭和十四年内務省告示第三百五十八号で指定した土地の区域を除く。）
兵庫県豊岡市日高町中
字ドウド　四一番二
四二番二
三〇九番二及び三〇九番四
兵庫県豊岡市日高町猪ノ爪
字ナツン谷　五〇番二
字トウトウ　一一六番
一一六番二
一一七番
一二八番
一二九番二及び一二九番三
一三〇番二
字大門
字ドウドウ　六五番二
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
奥小谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川、道路及び岸のうち、その接している区間の河川敷、道路敷及び岸敷
兵庫県豊岡市但東町小谷
字下ノ谷
一三番一〇から一三番一三まで
一四番一六及び一四番一七
一四番一九
一四番二三
一四番二五
一五番一四二
一五番一四四及び一五番一四五
三四番四及び三四番五
三四番七
三五番六及び三五番七
三五番九
一〇五〇番から一〇五三番まで
一〇五四番一及び一〇五四番二
一〇五五番
一〇五六番二
一〇五七番二
一〇七一番二
一〇七二番四及び一〇七二番五
一〇七三番及び一〇七四番
一〇七五番から一〇七七番まで
一〇七八番二
一〇七九番二
一〇八〇番三
一〇八六番三
一〇八七番二
一〇八八番二
一〇八九番から一〇九四番まで
一〇九五番から一一〇〇番まで
一一〇一番二
一一〇二番二
一一〇四番二
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
八井谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十八年内務省告示第百三十一号で指定した土地の区域を除く。）
兵庫県美方郡香美町村岡区八井谷
字高見山　七一〇番二　一号から五号まで
字千原坂　四六三番一　六号
四五七番三　七号及び八号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱九号から十二号までを順次結んだ線及び標柱九号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十八年内務省告示第百三十一号で指定した土地の区域を除く。）
兵庫県美方郡香美町村岡区八井谷
字池ノ元　四五五番一　九号
四八五番六　十号から十二号まで
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大門川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
字水ナシ
一〇七一番二
一〇七二番四及び一〇七二番五
一〇七三番及び一〇七四番
一〇七五番から一〇七七番まで
一〇七八番二
一〇七九番二
一〇八〇番三
一〇八六番三
一〇八七番二
一〇八八番二
一〇八九番から一〇九四番まで
一〇九五番から一一〇〇番まで
一一〇一番二
一一〇二番二
一一〇四番二
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
八井谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十八年内務省告示第百三十一号で指定した土地の区域を除く。）
兵庫県美方郡香美町村岡区八井谷
字高見山　七一〇番二　一号から五号まで
字千原坂　四六三番一　六号
四五七番三　七号及び八号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱九号から十二号までを順次結んだ線及び標柱九号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十八年内務省告示第百三十一号で指定した土地の区域を除く。）
兵庫県美方郡香美町村岡区八井谷
字池ノ元　四五五番一　九号
四八五番六　十号から十二号まで
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大門川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県美方郡香美町村岡区和池
字大門　八六三番　一号及び二号
字庄田　七六〇番一　三号
七六五番　四号及び五号
七六七番　六号
七七〇番二　七号
七七五番　八号
七七六番　九号及び十号
七八五番二　十一号
七八六番一　十二号
七八六番三　十三号
七九〇番　十四号
七五一番二　二十一号及び二十二号
七五一番三　二十三号
七五三番一　二十四号
七五七番一　二十五号
七五六番　二十六号
七三〇番一　十五号から十八号まで
七四八番　十九号
七四九番　二十号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
奥山谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
兵庫県丹波市山南町応地
字奥山根　三二三番
三二五番一
三九三番二
字奥山　一〇四七番から一〇六七番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県丹波市山南町応地
字奥山根　三二三六番　一号
三二二番　十三号
三二〇番　十四号
字奥山　一〇六八番二　二号及び三号
一〇六八番一　四号及び五号
一〇六四番　六号及び七号
一〇四六番一　八号から十号まで及び十二号
字石狩山　一〇〇五番二　十一号

○国土交通省告示第九百二十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。
平成二十九年十月十六日
国土交通大臣　石井　啓一
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宇谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
昭和三十五年建設省告示第二千四百六十八号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と十五号を結んだ線から津市美杉町八知字佐田五六八二番地の上流筆境を対岸に延長した線までの区間の官民地境界線から左右各岸二十メートルまでの土地の区域
三重県津市美杉町八知
字広林　五六二七番二　一号
字高畑　五六九四番　十五号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
桑谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
昭和三十九年建設省告示第十号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱六号と七号を結んだ線から標柱十二号から十四号までを順次結んだ線までの区間の官民地境界線から左右各岸二十メートルまでの土地の区域
三重県熊野市五郷町寺谷
字桑谷　一四一六番　六号
一四三五番　七号
一四三九番　十二号
一四四〇番　十三号
一三九五番　十四号

○防衛省告示第百九十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十九年十月十六日
防衛大臣　小野寺五典
日　時　平成二十九年十月二十四日（予備、同月二十五日）の〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四七分一二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒